

セーフティネット認定のご案内（共通）

1 制度概要

セーフティネット保証制度とは、取引先の再生手続き等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行なう制度です。

2 対象中小企業者

各号の認定基準を満たし、登記上の住所地または事業実体のある事業所所在地が加須市の方。

<各号の概要>

- 1号：連鎖倒産防止
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号：突発的災害（事故等）
- 4号：突発的災害（自然災害等）
- 5号：業況の悪化している業種（全国的）
- 6号：取引金融機関の破綻
- 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

3 申請期間

経済産業大臣による指定期間

4 必要書類一覧

必要書類	法人	個人	チェック ✓
認定申請書2通（実印を押したもの）	○	○	
直近1年分の決算書及び申告書の写し	○		
直近1年分の確定申告書及び青色申告決算書の写し		○	
登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※コピー可（但し 発行後3カ月以内のもの ） ※登記情報提供サービスにより取得したものは、法的な証明力がないため不可。	○		
営業証明書（税務課にて発行できます）		○	
許認可証の写し（許認可業種のみ）	○	○	
申請書に記載した売上高がわかる書類 （試算表や売上台帳の写しなど） ※書類には、事業所名、代表者名、実印を押すこと。	○	○	
各号の認定基準を満たすことがわかる書類	○	○	
委任状（代理申請の場合のみ、様式自由）	○	○	

5 留意事項

- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効となる場合があります。
- ・認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。
- ・**認定書の有効期限は発行日を含め 30 日**です。
- ・提出された書類は、申請書 1 部を除きお返しできません。写しが必要な場合はコピーを取った上で申請してください。
- ・各号について個別の申請案内が市より提供されている時は、この共通申請案内ではなく、個別申請案内に従い申請してください。

6 申請先・問合せ

加須市役所	産業振興課 加須市三俣 2-1-1	TEL 0480-62-1111 (内線 252)
騎西総合支所	地域振興課 加須市騎西 36-1	TEL 0480-73-1111
北川辺総合支所	地域振興課 加須市麦倉 1481-1	TEL 0280-61-1205
大利根総合支所	地域振興課 加須市北下新井 1679-1	TEL 0480-72-1319